

旧	新
<p style="text-align: center;">湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 《 目 次 》</p> <p>1. 都市計画の目標 1 1-1 基本的事項 1 1-2 都市づくりの基本理念 4 2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針 8 2-1 区域区分の決定の有無 8 2-2 目標年次の人口 8 3. 主要な都市計画の方針 9 3-1 土地利用に関する方針 9 3-2 都市施設の整備に関する方針 11 3-3 市街地整備に関する方針 16 3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針 17 3-5 都市景観形成と保全に関する方針 21 3-6 防災に関する方針 22 3-7 都市環境に関する方針 23 3-8 福祉のまちづくりに関する方針 23</p> <p>平成31年（2019年）3月 滋賀県</p>	<p style="text-align: center;">湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 <u>(案)</u> 《 目 次 》</p> <p>1. 都市計画の目標 2 1-1 基本的事項 2 1-2 都市づくりの基本理念 5 2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針 10 2-1 区域区分の決定の有無 10 2-2 目標年次の人口 10 3. 主要な都市計画の方針 11 3-1 土地利用に関する方針 11 3-2 都市施設の整備に関する方針 12 3-3 市街地整備に関する方針 17 3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針 17 3-5 都市景観形成と保全に関する方針 21 3-6 防災に関する方針 21 3-7 都市環境に関する方針 22 3-8 福祉のまちづくりに関する方針 23</p> <p>令和〇年(〇年)〇月 滋賀県</p>

旧	新																																
湖東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（滋賀県決定） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。	湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（滋賀県決定） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。																																
1. 都市計画の目標	1. 都市計画の目標																																
1－1 基本的事項	1－1 基本的事項																																
(1) 目標年次	(1) 目標年次																																
本方針の策定にあたり、平成22年（2010年）を基準年として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね15年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、区域区分の有無については基準年より15年後の平成37年（2025年）の将来予測を行った上で定め、また、具体的な事業についてはおおむね平成37年（2025年）までに整備するものとする。	本方針の策定にあたり、令和2年（2020年）を基準年として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね15年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、区域区分の有無については基準年より15年後の令和17年（2035年）の将来予測を行った上で定め、また、具体的な事業についてはおおむね10年内に整備するものとする。																																
(2) 都市計画区域の範囲および規模 本都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲および規模は、次のとおりである。	(2) 都市計画区域の範囲および規模 本都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲および規模は、次の通りである。																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">市町名</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">範 囲</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">湖東 都市計画区域</td><td style="padding: 2px;">東近江市</td><td style="padding: 2px;">行政区域の一部</td><td style="padding: 2px;">約 4,162 ha</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">愛荘町</td><td style="padding: 2px;">行政区域の一部</td><td style="padding: 2px;">約 3,358 ha</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px; text-align: right;">合 計</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">約 7,520 ha</td></tr> </tbody> </table>	区分	市町名	範 囲	面 積	湖東 都市計画区域	東近江市	行政区域の一部	約 4,162 ha		愛荘町	行政区域の一部	約 3,358 ha		合 計		約 7,520 ha	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">市町名</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">範 囲</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">湖東 都市計画区域</td><td style="padding: 2px;">東近江市</td><td style="padding: 2px;">行政区域の一部</td><td style="padding: 2px;">約 4,162 ha</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">愛荘町</td><td style="padding: 2px;">行政区域の一部</td><td style="padding: 2px;">約 3,358 ha</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px; text-align: right;">合計</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">約 7,520 ha</td></tr> </tbody> </table>	区分	市町名	範 囲	面 積	湖東 都市計画区域	東近江市	行政区域の一部	約 4,162 ha		愛荘町	行政区域の一部	約 3,358 ha		合計		約 7,520 ha
区分	市町名	範 囲	面 積																														
湖東 都市計画区域	東近江市	行政区域の一部	約 4,162 ha																														
	愛荘町	行政区域の一部	約 3,358 ha																														
	合 計		約 7,520 ha																														
区分	市町名	範 囲	面 積																														
湖東 都市計画区域	東近江市	行政区域の一部	約 4,162 ha																														
	愛荘町	行政区域の一部	約 3,358 ha																														
	合計		約 7,520 ha																														
(3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・本方針の実現にあたっては、住民・企業・行政等の協働により進めていくものとする。 ・<u>今後</u>、都市計画区域の変更を行う場合等、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。 	(3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・本方針の実現にあたっては、住民・企業・行政等の協働により進めていくものとする。 ・都市計画区域の変更を行う場合等、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。 																																
(4) 決定・変更年月日 <ul style="list-style-type: none"> ・当初決定 平成16年（2004年）4月30日 ・変更 平成26年（2014年）3月19日 ・変更 平成31年（2019年）3月29日 	(4) 決定・変更年月日 <ul style="list-style-type: none"> ・当初決定 平成16年（2004年）4月30日 ・変更 平成26年（2014年）3月19日 ・変更 平成31年（2019年）3月29日 ・変更 令和●年（●年）●月●日 																																

旧

(参考1) 本区域の位置及び範囲

線引き都市計画区域

非線引き都市計画区域
(用途指定あり)非線引き都市計画区域
(用途指定なし)

高島都市計画区域

大津湖南都市計画区域

近江八幡八日市都
市計画区域

信楽高原都市計画区域

長浜北部都市計画区域

米原東北部都市
計画区域

彦根長浜都市計画区域

豊郷甲良都市計画区域

湖東都市計画区域

土山都市計画区域

甲賀都市計画区域

湖東都市計画区域



出典：滋賀県

新

(参考1) 本区域の位置および範囲

線引き都市計画区域

非線引き都市計画区域
(用途指定あり)非線引き都市計画区域
(用途指定なし)

高島都市計画区域

大津湖南都市計画区域

近江八幡八日市都
市計画区域

信楽高原都市計画区域

長浜北部都市計画区域

米原東北部都市
計画区域

彦根長浜都市計画区域

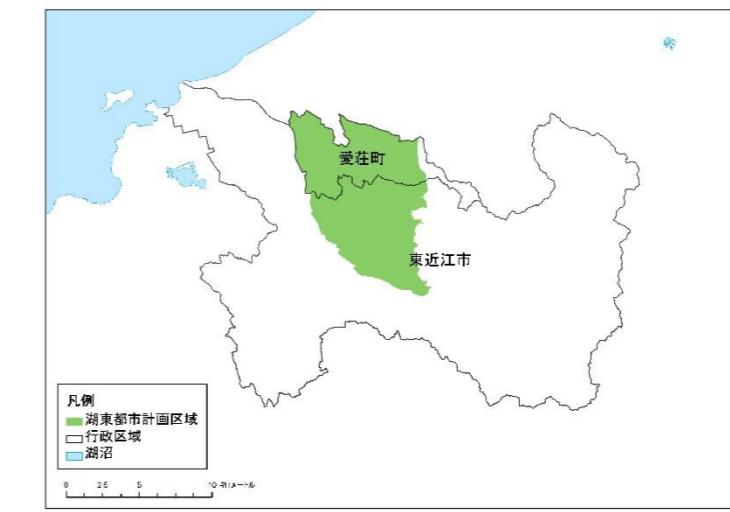
豊郷甲良都市計画区域

湖東都市計画区域

土山都市計画区域

甲賀都市計画区域

湖東都市計画区域

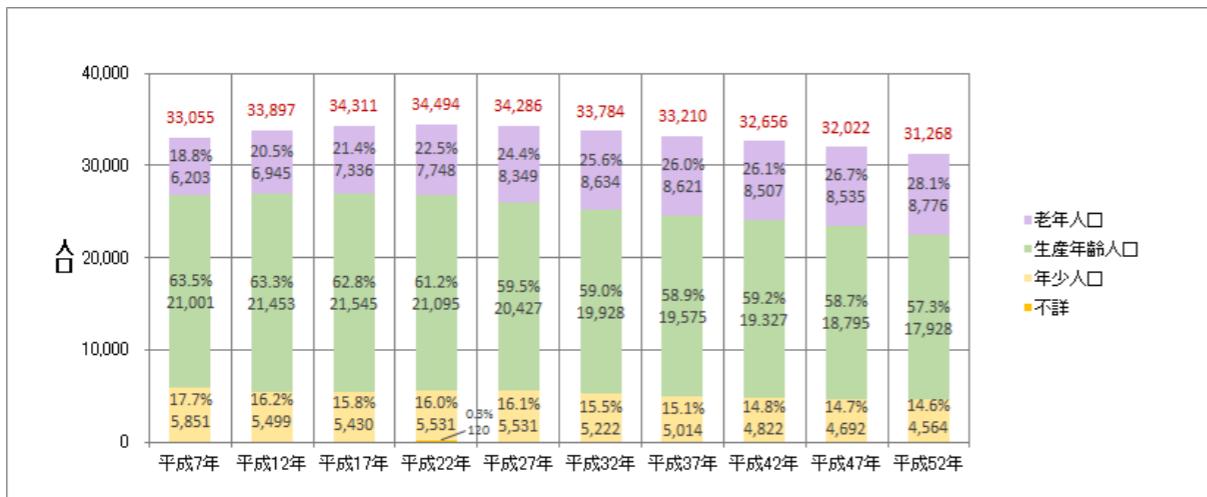


出典：滋賀県

旧

(参考2) 本区域の人口動向

- ・人口は平成22年（2010年）をピーク（34,494人）に緩やかに減少する傾向にある。
- ・平成52年（2040年）には31,268人とピーク時から約10%減少する予測である。
- ・高齢化率は平成7年（1995年）から増加傾向にあり、平成22年（2010年）の22.5%から平成52年（2040年）には28.1%に増加する予測である。

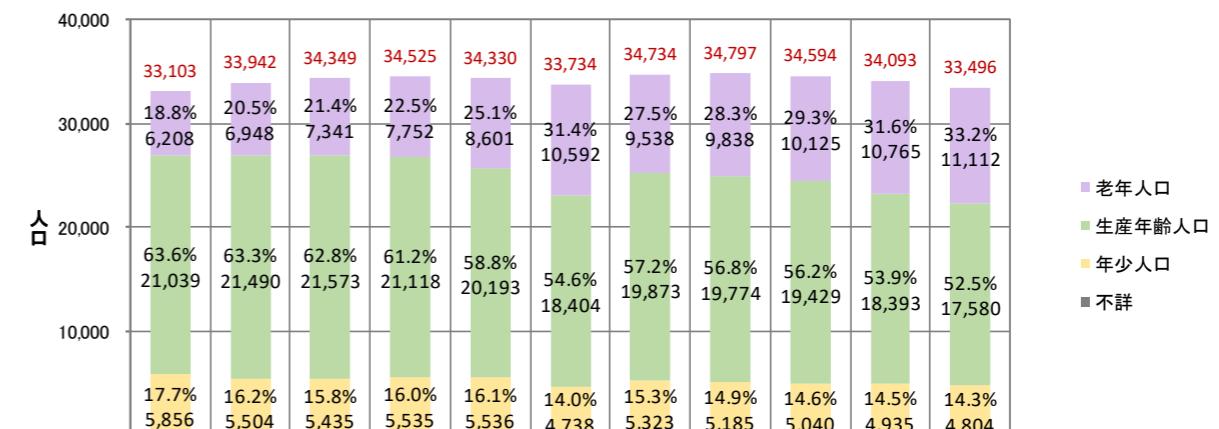
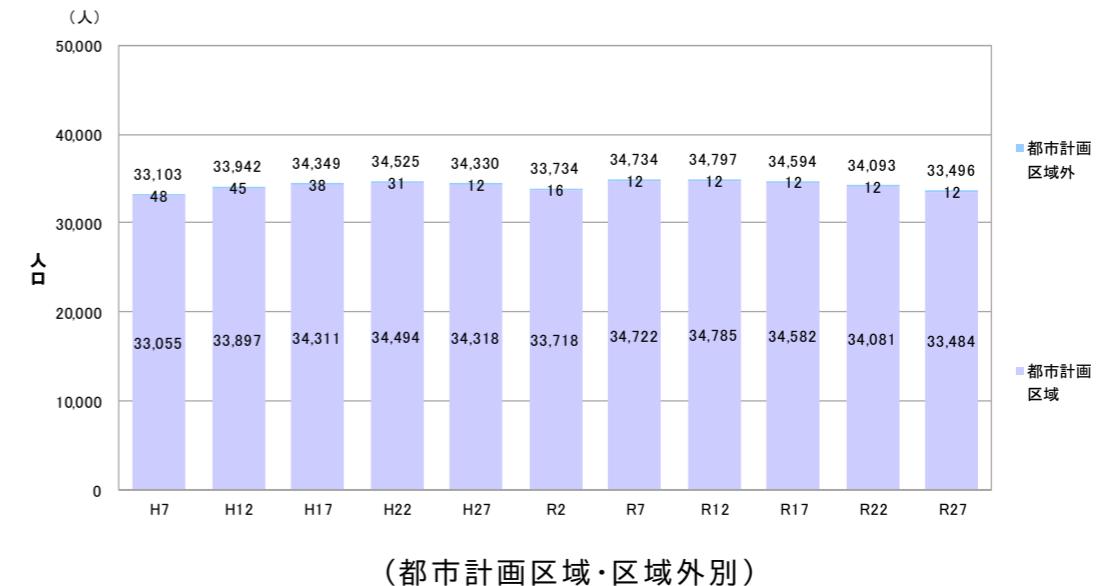


出典：滋賀県（基礎調査）

新

(参考2) 本区域の人口動向

- ・人口は平成22年（2010年）をピーク（34,494人）に緩やかに減少する傾向にある。
- ・令和17年（2035年）には34,594人とピーク時から約0.6%減少する予測である。
- ・高齢化率は平成7年（1995年）から増加傾向にあり、平成22年（2010年）の22.5%から令和17年（2035年）には29.3%に増加する予測である。

出典：滋賀県（[都市計画](#)基礎調査）

旧	新
<p>1－2 都市づくりの基本理念</p> <p>(1) 区域の現況</p> <p>本区域は、滋賀県の東部に位置する愛知郡域の愛東、湖東、愛知川、秦荘の4町で構成されてきたが、市町合併により、現在は東近江市の一部（旧愛東町の一部および旧湖東町の一部）および愛荘町の一部（旧秦荘町の一部および旧愛知川町）の1市1町で構成されている。</p> <p>本区域は、東に鈴鹿山系をひかえ、北は宇曽川、南は愛知川が流れ、これらの流域に広がる平地部等に集落地や田園が形成されており、良質な水源など豊かな自然環境に包まれるとともに、百済寺、金剛輪寺の古刹や中山道愛知川宿などの歴史的環境を有している。</p> <p>また、本区域では、一般国道8号および307号、近江鉄道等が本区域を通過していっていることに加え、平成25年（2013年）には湖東三山スマートインターチェンジが開設された。</p> <p>また、通勤圏は、八日市地域（東近江市）や彦根市等で、駅勢圏はJR能登川駅（東近江市）やJR稻枝駅（彦根市）となっている。</p> <p>(2) 区域の課題</p> <p>このような地域特性を持つ本区域において、以下のような課題がある。</p> <p>①少子・高齢社会への対応</p> <p>本区域では、平成22年（2010年）時点での高齢化率が22.5%（都市計画区域内の2市町平均）であり、今後はさらに少子・高齢化が進行するものと見込まれることから、公共交通の利便性の向上や既存の社会資本を活かした多様な都市機能を集約した都市構造への転換等といった対応が求められている。</p> <p>②自然、歴史・文化を活かした交流の活性化</p> <p>本区域には、宇曽川や愛知川などの河川やその流域に広がる田園などの豊かな水・緑空間に加え、中山道愛知川宿の歴史的なまち並み景観や鈴鹿山麓の金剛輪寺、百済寺等の魅力的な歴史・文化遺産を有する。しかし、これらを観光資源として見た場合、特に公共交通の利便性が悪く、必ずしも有効に活用されているとは言えない状況にある。一方、地域の資産である古民家等の歴史的建築物を活用しようとする動きが活発になってきている。</p> <p>このため、豊かな自然環境や歴史・文化資源を活用したまちづくりが求められている。</p> <p>また、鈴鹿の山々を源流とする河川や、その流域に広がる田園風景は、本区域を特徴づける風景であり、これらを維持・保全・活用する土地利用が必要である。</p> <p>③広域的な連携を踏まえた区域の発展</p> <p>本区域は、愛荘町の一般国道8号沿いに商業機能や工業機能の集積が見られるほか、宇曽川、愛知川沿いに団地化された工業地を有するなど、一定の就労の場が確保されている。その一方で、通勤流動など区域内外との交流も活発で、特に八日市</p>	<p>1－2 都市づくりの基本理念</p> <p>(1) 区域の現況</p> <p>本区域は、滋賀県の東部に位置する愛知郡域の愛東、湖東、愛知川、秦荘の4町で構成されてきたが、市町合併により、現在は東近江市の一部（旧愛東町の一部および旧湖東町の一部）および愛荘町の一部（旧秦荘町の一部および旧愛知川町）の1市1町で構成されている。</p> <p>本区域は、東に鈴鹿山系をひかえ、北は宇曽川、南は愛知川が流れ、これらの流域に広がる平地部等に集落地や田園が形成されており、良質な水源など豊かな自然環境に包まれるとともに、百済寺、金剛輪寺の古刹や中山道愛知川宿などの歴史的環境を有している。</p> <p>また、本区域では、一般国道8号および307号、近江鉄道線等が本区域を通過しており、通勤圏は、八日市地域（東近江市）や彦根市等で、駅勢圏はJR能登川駅（東近江市）やJR稻枝駅（彦根市）となっている。</p> <p>(2) 区域の課題</p> <p>このような地域特性を持つ本区域において、以下のような課題がある。</p> <p>①少子・高齢社会への対応</p> <p>本区域では、令和2年（2020年）時点での高齢化率が31.4%（都市計画区域内の2市町平均）であり、今後はさらに少子・高齢化が進行するものと見込まれることから、公共交通の利便性の向上や既存の社会資本を活かした多様な都市機能を集約した都市構造への転換等といった対応が求められている。</p> <p>②自然、歴史・文化を活かした交流の活性化</p> <p>本区域には、宇曽川や愛知川などの河川やその流域に広がる田園などの豊かな水・緑空間に加え、中山道愛知川宿の歴史的なまち並み景観や鈴鹿山麓の金剛輪寺、百済寺等の魅力的な歴史・文化遺産を有する。しかし、これらを観光資源として見た場合、特に公共交通の利便性が悪く、必ずしも有効に活用されているとは言えない状況にある。一方、地域の資産である古民家等の歴史的建築物を活用しようとする動きが活発になってきている。</p> <p>このため、豊かな自然環境や歴史・文化資源を活用したまちづくりが求められている。</p> <p>また、鈴鹿の山々を源流とする河川や、その流域に広がる田園風景は、本区域を特徴づける風景であり、これらを維持・保全・活用する土地利用が必要である。</p> <p>③広域的な連携を踏まえた区域の発展</p> <p>本区域は、愛荘町の一般国道8号沿いに商業機能や工業機能の集積が見られるほか、宇曽川、愛知川沿いに団地化された工業地を有するなど、一定の就労の場が確保</p>

旧	新
<p>地域（東近江市）や彦根市とは相互に密接な関係にある。</p> <p>このため、地理的な特性に配慮し、広域的な連携を考慮したまちづくりの推進が求められている。</p>	<p>されている。その一方で、通勤流動など区域内外との交流も活発で、特に八日市地域（東近江市）や彦根市とは相互に密接な関係にある。</p> <p>このため、地理的な特性に配慮し、広域的な連携を考慮したまちづくりの推進が求められている。</p>
<p>④安全・安心な都市・地域の形成</p> <p>本区域は、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や南海トラフ地震の被害も心配され、県内の多くの市町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることや、過去に地表で活断層が認められない地点において地震が発生したことがあったことから、市民・町民が安全・安心に暮らせる都市づくりが必要である。</p> <p>また、琵琶湖に注ぐ愛知川や宇曽川、不飲川を有することから洪水に対する備えが必要である。</p>	<p>④安全・安心な都市・地域の形成</p> <p>本区域は、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や南海トラフ地震の被害も心配され、県内の多くの市町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることや、過去に地表で活断層が認められない地点において地震が発生したことがあったことから、市民・町民が安全・安心に暮らせる都市づくりが必要である。</p> <p>また、琵琶湖に注ぐ愛知川や宇曽川、不飲川を有することから洪水に対する備えが必要である。</p>
<p>⑤地域特性に応じた計画的な土地利用の規制・誘導と生活圏づくり</p> <p>本区域は、非線引き都市計画区域に該当するが、活力の低下が見られる中心商店街、住宅・商業・工業の用途混在する地区、宅地開発や建築行為が集積する地区等の計画的な土地利用誘導や規制が必要な地区等が存在する一方で、東部等の人口が減少しコミュニティが維持できなくなる可能性の高い地区等では、身近な都市機能（行政サービス、福祉サービス、近隣商業サービス等）の充実を図るとともに、定住環境の充実や生活圏づくりが必要である。</p>	<p>⑤地域特性に応じた計画的な土地利用の規制・誘導と生活圏づくり</p> <p>本区域は、非線引き都市計画区域に該当するが、活力の低下が見られる中心商店街、住宅・商業・工業の用途混在する地区、宅地開発や建築行為が集積する地区等の計画的な土地利用誘導や規制が必要な地区等が存在する一方で、東部等の人口が減少しコミュニティが維持できなくなる可能性の高い地区等では、身近な都市機能（行政サービス、福祉サービス、近隣商業サービス等）の充実を図るとともに、定住環境の充実や生活圏づくりが必要である。</p>
<p>(3) 基本理念</p> <p><u>このような</u>本区域の課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</p>	<p>(3) 基本理念</p> <p><u>本県では安全・安心な生活や経済活動を支えるため、概ね 20 年後を見据えた都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示した「滋賀県都市計画基本方針」を令和 4 年 3 月に策定したところである。</u></p> <p><u>基本方針では、低密度な拡散型の都市構造から、既存ストックを活かす視点を重視し、持続可能で質の高い都市構造への転換を目指すこととしており、自然を活かしながら、住み、働き、憩うために必要となる様々なサービス機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通で結ぶ「拠点連携型都市構造」を示している。</u></p> <p><u>「拠点連携型都市構造」の実現により、拠点に都市機能や居住を誘導し、人口集積が高まることで、公共交通の利用者が増加し、公共交通の利用促進・利便性の向上が可能となる。これら都市計画と公共交通の連携した取組にて、好循環を生み出し、誰もが暮らしやすい安全・安心な活力ある県土の形成を目指す。</u></p> <p><u>これら基本的な方針や広域的な方向性および本区域の課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</u></p>

○都市機能の集約化とコンパクトシティの実現化促進

・本区域では、中心商業地や工業地、住宅地などの計画的な土地利用誘導による機能の集約化・強化を図るべき地域と、人口減少によりコミュニティ維持が出来なくなる可能性の高い地区等での都市機能サービスの充実を図るなど、地域ごとの個性ある魅力の強化やそれぞれの都市機能の集約化・強化を図るものとする。それとともに、これからの中子・高齢化社会に対応できるよう、公共交通を軸とした誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する。あわせて、今後の都市計画の在り方は、環境負荷の増大、インフラ投資の効率の低下や都市の運営コストの増大等を回避する観点から、これまでの都市の拡大成長を前提とした在り方を転換し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現していくこととし、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略（平成27年（2015年）10月策定）」に基づき、過度な自動車利用を抑えた低炭素社会の実現させるため、都市機能の集約化と交通機能の強化により、区域住民の多様な交流が育まれ、相互に多様な魅力を享受できるコンパクトなネットワーク型のまちづくり（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）を取り入れたまちづくりを目指す。

◆都市機能の集約化とコンパクトシティの実現化促進

本区域では、中心商業地や工業地、住宅地などの計画的な土地利用誘導による機能の集約化・強化を図るべき地域と、人口減少によりコミュニティ維持が出来なくなる可能性の高い地区等での都市機能サービスの充実を図るなど、地域ごとの個性ある魅力の強化やそれぞれの都市機能の集約化・強化を図るものとする。それとともに、これからの中子・高齢化社会に対応できるよう、公共交通を軸とした誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する。あわせて、今後の都市計画の在り方は、環境負荷の増大、インフラ投資の効率の低下や都市の運営コストの増大等を回避する観点から、これまでの都市の拡大成長を前提とした在り方を転換し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現していくこととし、滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」（平成31年3月策定）に基づき、誰もが暮らしやすいコンパクトで移動・交流しやすいまちづくりを推進するため、自然環境が持つ多様な機能も生かしながら、生活や産業を支える、災害などに強い強靭な社会インフラ整備・維持更新を着実に推進する。さらに、市街化整備にあたっては、地域の特性を活かした快適でゆとりある居住空間の創出を目指す。

◆交通体系の一体的整備によるまちづくり

地域の主要な拠点等が、鉄道、バス等の公共交通で有機的に結合され、通学・通勤、通院、買い物等の日々の生活や、観光客等の訪問者の移動について「自家用車を使えない人・使えない時でも移動ができる」、「自家用車を使わないという選択ができる」まちづくりを目指す。そのためには、誰もが容易にかつ快適に利用できる鉄道、バスといった公共交通機関の安全安定運行と輸送サービスの利便性の維持・向上を図るとともに、多様な交通モードとの接続や交通結節点における利便性の向上にも配慮して、安全に安心して移動ができる歩道や道路を整備し、ゆとりと安心感が持てる交通体系の確立を図る。

◆充実感がある暮らしを支えるまちづくり

子どもや若年層が将来にわたって定住を望み、全ての人が住み慣れた地域で住み続けられるためには、快適で利便性の高い環境づくりが求められる。そのため、本区域で望まれている公共交通の充実をはじめ、医療施設や健康増進施設、コミュニティ育成の場等の確保、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進など、住民と行政の協働により、全ての人が充実感を感じられるまちづくりを進める。さらに、地域活力の向上・まちなかにぎわいを創出するため、官民のパブリック空間（道路、公園、広場、民間空地等）をウォーカブルな人を中心の空間へ転換し、民間投資と共に鳴しながら「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの推進を図る。

◆自然環境、歴史・文化資源を活かしたまちづくり

本区域の恵まれた自然環境や歴史・文化資源の保全や魅力の向上を図りつつ、特に観光交通面から資源間のネットワーク形成を図るなど、多くの人々が訪れたくなる魅

○充実感が感じられる暮らしを支えるまちづくり

・子どもや若年層が将来にわたって定住を望み、全ての人が住み慣れた地域で住み続けられるためには、快適で利便性の高い環境づくりが求められる。そのため、本区域で望まれている公共交通の充実をはじめ、医療施設や健康増進施設、コミュニティ育成の場等の確保、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進など、住民と行政の協働により、全ての人が充実感を感じられるまちづくりを進める。

○自然環境、歴史・文化資源を活かしたまちづくり

・本区域の恵まれた自然環境や歴史・文化資源の保全や魅力の向上を図りつつ、特に観光交通面から資源間のネットワーク形成を図るなど、多くの人々が訪れたくなる魅

旧

くなる魅力あるまちづくりを進める。

○自立と連携のまちづくり

- 本区域においては、愛荘町の中心市街地での商業等の都市機能の秩序ある強化をはじめ、農業、工業、観光面等の地域の特性に応じた産業を育成・維持・強化することにより、自立した特色あるまちづくりを促す。さらに、道路整備や公共交通サービスの充実により移動の円滑性を改善し、八日市地域（東近江市）、能登川地域（東近江市）、彦根市等の周辺地域とも広域的に都市機能を分担し、連携を図ったまちづくりを進める。

○広域交通の強化を活用したまちづくり

- 国土軸上に位置するとともに、湖東三山スマートインターチェンジの開設や国道8号バイパス等の広域交通の強化を活用し、豊かな自然環境と調和を図りつつ、企業誘致や観光振興等の適切な誘導を図り、秩序と活力あるまちづくりを進める。

新

力あるまちづくりを進める。あわせて、自然環境（滋賀の風土）が持つ自律的回復力をはじめ、多岐にわたる機能を積極的に活用し、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるグリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく。

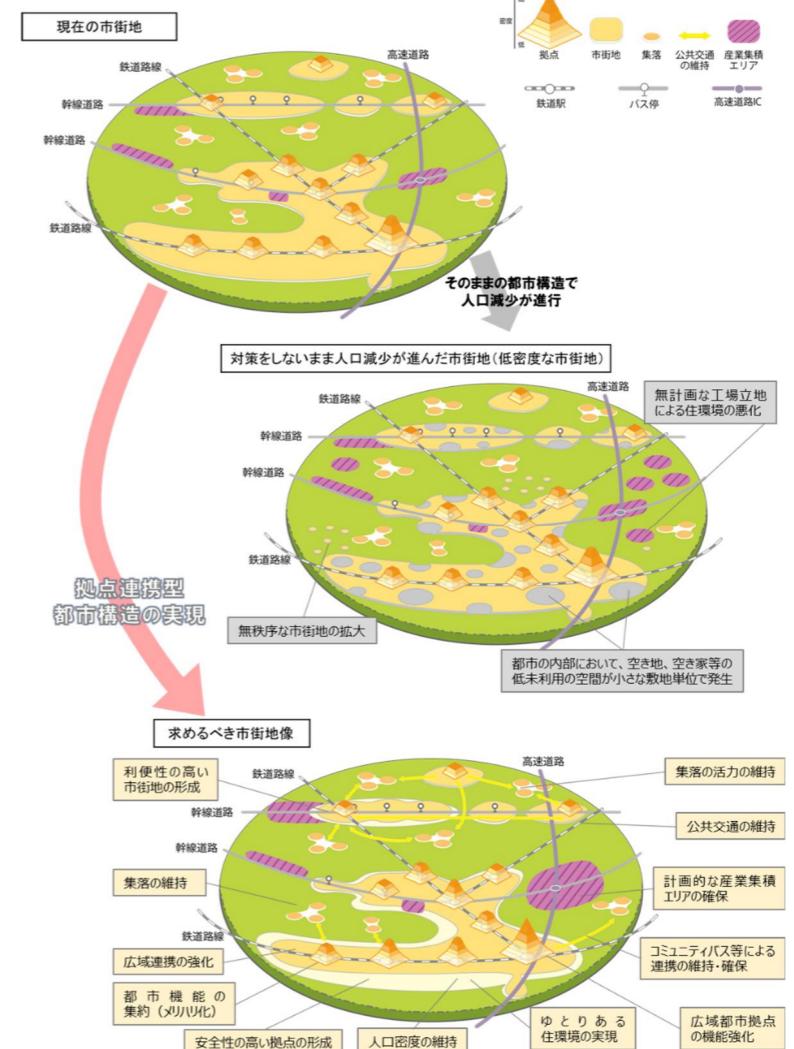
◆自立と連携のまちづくり

本区域においては、愛荘町の中心市街地での商業等の都市機能の秩序ある強化をはじめ、農業、工業、観光面等の地域の特性に応じた産業を育成・維持・強化することにより、自立した特色あるまちづくりを促す。さらに、道路整備や公共交通サービスの充実により移動の円滑性を改善し、八日市地域（東近江市）、能登川地域（東近江市）、彦根市等の周辺地域とも広域的に都市機能を分担し、連携を図ったまちづくりを進める。

◆広域交通の強化を活用したまちづくり

国土軸上に位置するとともに、国道8号バイパス等の広域交通の強化や湖東三山スマートインターチェンジを活用し、豊かな自然環境と調和を図りつつ、企業誘致や観光振興等の適切な誘導を図り、秩序と活力あるまちづくりを進める

図 将来都市構造のイメージ



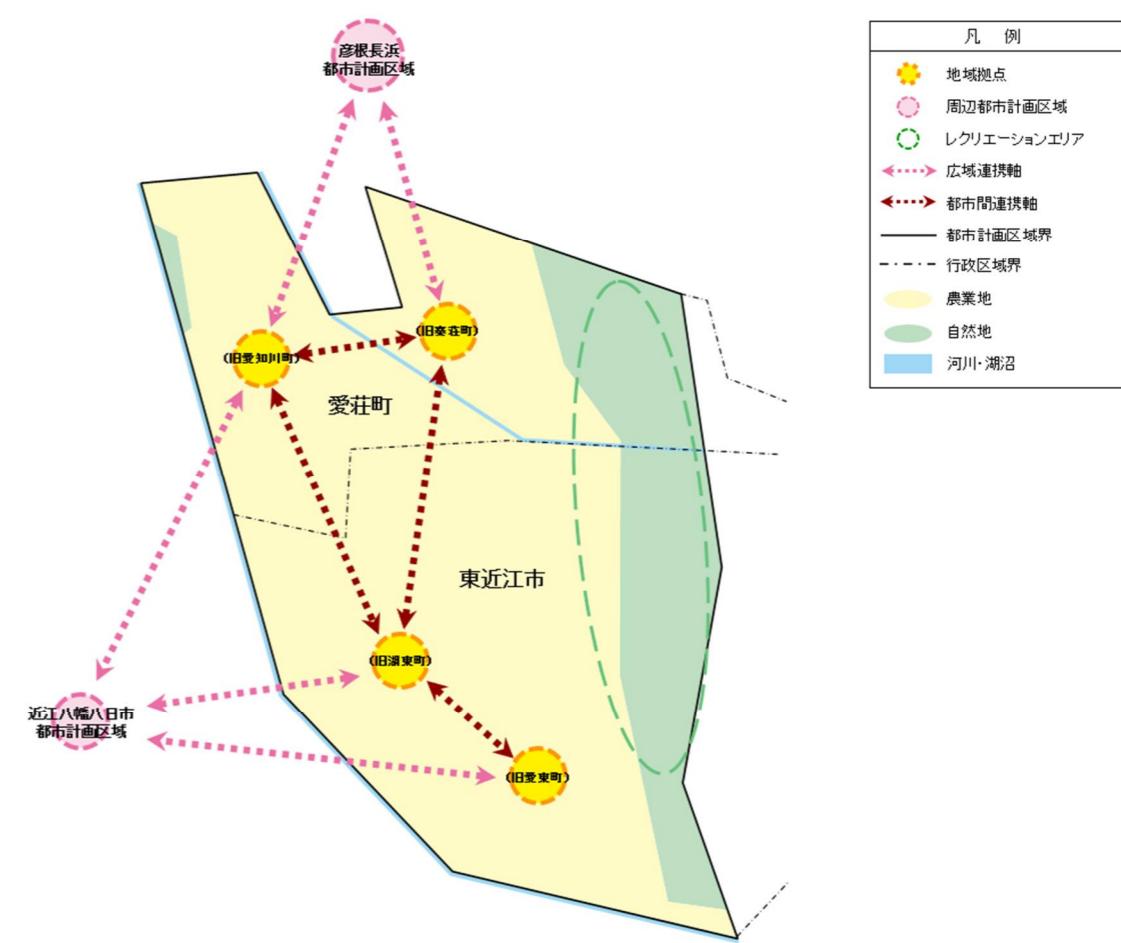
旧

新

湖東都市計画区域の将来都市構造図



湖東都市計画区域の将来都市構造図



2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の決定の有無

本区域は、隣接する都市圏と比べて広域交通の利便性は十分には高くなく、これまで内陸型工業の立地地域や京阪神の通勤圏としての都市化の圧力がそれほど高くなかった状況が続いてきたため、これまで市街化区域および市街化調整区域の区域区分を定めてこなかったが、今後も人口および企業立地等は急激に増加しないと予測されている。

また、非線引き都市計画区域の用途地域指定のない地域（白地地域）においては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地域等の指定状況や、現状の地形条件等から開発行為は制限を受けている。

そのため、今後も急激かつ無秩序な市街化が進行することは推測しがたいため、引き続き区域区分を定めないものとする。

なお、本区域の一部を構成する東近江市は、合併により近江八幡八日市都市計画および都市計画区域外を含む形となり、規制強度の異なる3つの区域の複合体となっている。そのため、一体的な都市の枠組みや今後の有効な土地利用の規制・誘導などを検討し都市計画区域の再編に取り組む必要がある。

また、愛荘町の一般国道8号沿道等では農地の宅地化が進み、各種用途の建築物が集積する地域も見られるため、用途地域や地区計画等の手法を用いて、適切な規制・誘導を検討する。

2-2 目標年次の人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

【おおむねの人口】

年次	平成22年（2010年） (基準年)	平成37年（2025年） (15年後)
区分	34.5千人	おおむね 33.2 千人
都市計画区域内人口		

2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の決定の有無

本区域は、隣接する都市圏と比べて広域交通の利便性は十分には高くなく、これまで内陸型工業の立地地域や京阪神の通勤圏としての都市化の圧力がそれほど高くなかった状況が続いてきたため、これまで市街化区域および市街化調整区域の区域区分を定めてこなかったが、今後も人口および企業立地等は急激に増加しないと予測されている。

また、非線引き都市計画区域の用途地域指定のない地域（白地地域）においては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地域等の指定状況や、現状の地形条件等から開発行為は制限を受けている。

そのため、今後も急激かつ無秩序な市街化が進行することは推測しがたいため、引き続き区域区分を定めないものとする。

なお、本区域の一部を構成する東近江市は、合併により近江八幡八日市都市計画および都市計画区域外を含む形となり、規制強度の異なる3つの区域の複合体となっている。そのため、都市計画区域の再編も踏まえつつ、一体的な都市の枠組みや今後の有効な土地利用の規制・誘導などを検討する。

また、愛荘町の一般国道8号沿道等では農地の宅地化が進み、各種用途の建築物が集積する地域も見られるため、用途地域や地区計画等の手法を用いて、適切な規制・誘導を検討する。

2-2 目標年次の人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

【おおむねの人口】

年次	令和2年(2020年) (基準年)	令和17年(2035年) (15年後)
区分		
都市計画区域内人口	33.7千人	おおむね 31.6 千人

旧	新																								
<p>3. 主要な都市計画の方針</p> <p>基本理念に示した5点の実現に向け、以下に主要な都市計画の方針を示す。</p> <p>3-1 土地利用に関する方針</p> <p>(1) 秩序ある都市的土地区画整備の方針</p> <p>本区域の集落地等においては、用途地域の指定等がなされていないが、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。また、土地利用や将来人口等の動向、基盤整備の状況等を勘案しつつ、以下の土地利用方針および市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）等を踏まえ、用途地域指定をはじめ、必要に応じて特定用途制限地域や地区計画の指定等を検討する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要な土地利用区分</th><th>主要用途の配置の方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政機関周辺の主要集落地</td><td>本区域を構成する東近江市愛東支所から道の駅「東近江市あいとうマーガレットステーション」までの地域、東近江市湖東支所、愛荘町役場秦荘庁舎および愛知川庁舎周辺から近江鉄道愛知川駅西側までの中山道沿いを中心とする既存商店街等において、住宅など周辺環境との調和を図りながら、商業・業務機能を配置する。</td></tr> <tr> <td>幹線道路沿道</td><td>愛荘町の一般国道8号沿道において、利便性の高い交通条件を活かして、業務機能や工業機能など産業機能を配置する。また、湖東三山スマートインターチェンジ周辺において、開発圧力の高いエリアについては、周辺環境との調和を図りつつ、計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。</td></tr> <tr> <td>宇曽川および愛知川の河川沿い区域</td><td>本区域は宇曽川および愛知川の豊かな水資源を有しており、宇曽川沿いの東近江市平柳町ならびに愛荘町島川・蚊野外および愛知川沿いの東近江市南清水町・小田苅町ならびに愛荘町の愛知川・東円堂等において、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全な工業機能など産業機能を配置する。</td></tr> <tr> <td>百済寺周辺</td><td>古刹百済寺を中心とする歴史文化遺産周辺地区を、歴史文化創造エリアとして保全と活用を図る。</td></tr> <tr> <td>その他の集落</td><td>農家住宅等が点在する集落地区等について、宇曽川や愛知川、鈴鹿山系の山々などの豊かな自然環境と、一体的に広がる農地とが調和した、ゆとりと潤いがあり、良好で住み心地のよい居住環境の維持・形成を図る。また、観光資源を有効的に活用するために古民家等の歴史的建築物の利用を図る。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の土地利用の方針</p> <p>優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>本区域では、整備された集団的優良農地が大規模に連たんし、その多くが農業振興地域の農用地区域に定められている。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として保全を図る。</p>	主要な土地利用区分	主要用途の配置の方針	行政機関周辺の主要集落地	本区域を構成する東近江市愛東支所から道の駅「東近江市あいとうマーガレットステーション」までの地域、東近江市湖東支所、愛荘町役場秦荘庁舎および愛知川庁舎周辺から近江鉄道愛知川駅西側までの中山道沿いを中心とする既存商店街等において、住宅など周辺環境との調和を図りながら、商業・業務機能を配置する。	幹線道路沿道	愛荘町の一般国道8号沿道において、利便性の高い交通条件を活かして、業務機能や工業機能など産業機能を配置する。また、湖東三山スマートインターチェンジ周辺において、開発圧力の高いエリアについては、周辺環境との調和を図りつつ、計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。	宇曽川および愛知川の河川沿い区域	本区域は宇曽川および愛知川の豊かな水資源を有しており、宇曽川沿いの東近江市平柳町ならびに愛荘町島川・蚊野外および愛知川沿いの東近江市南清水町・小田苅町ならびに愛荘町の愛知川・東円堂等において、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全な工業機能など産業機能を配置する。	百済寺周辺	古刹百済寺を中心とする歴史文化遺産周辺地区を、歴史文化創造エリアとして保全と活用を図る。	その他の集落	農家住宅等が点在する集落地区等について、宇曽川や愛知川、鈴鹿山系の山々などの豊かな自然環境と、一体的に広がる農地とが調和した、ゆとりと潤いがあり、良好で住み心地のよい居住環境の維持・形成を図る。また、観光資源を有効的に活用するために古民家等の歴史的建築物の利用を図る。	<p>3. 主要な都市計画の方針</p> <p>基本理念に示した5点の実現に向け、以下に主要な都市計画の方針を示す。</p> <p>3-1 土地利用に関する方針</p> <p>(1) 秩序ある都市的土地区画整備の方針</p> <p>本区域の集落地等においては、用途地域の指定等がなされていないが、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。また、土地利用や将来人口等の動向、基盤整備の状況等を勘案しつつ、以下の土地利用方針および市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）等を踏まえ、用途地域指定をはじめ、必要に応じて特定用途制限地域や地区計画の指定等を検討する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要な土地利用区分</th><th>主要用途の配置の方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政機関周辺の主要集落地</td><td>本区域を構成する東近江市愛東支所から道の駅「東近江市あいとうマーガレットステーション」までの地域、東近江市湖東支所、愛荘町役場周辺から近江鉄道愛知川駅西側までの中山道沿いを中心とする既存商店街等までの地域および秦荘支所周辺の地域において、住宅など周辺環境との調和を図りながら、商業・業務機能を配置する。</td></tr> <tr> <td>幹線道路沿道</td><td>愛荘町の一般国道8号沿道において、利便性の高い交通条件を活かして、業務機能や工業機能など産業機能を配置する。また、湖東三山スマートインターチェンジ周辺において、開発圧力の高いエリアについては、周辺環境との調和を図りつつ、計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。</td></tr> <tr> <td>宇曽川および愛知川の河川沿い区域</td><td>本区域は宇曽川および愛知川の豊かな水資源を有しており、宇曽川沿いの東近江市平柳町ならびに愛荘町島川・蚊野外および愛知川沿いの東近江市南清水町・小田苅町ならびに愛荘町の愛知川・東円堂等において、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全な工業機能など産業機能を配置する。</td></tr> <tr> <td>百済寺周辺</td><td>古刹百済寺を中心とする歴史文化遺産周辺地区を、歴史文化創造エリアとして保全と活用を図る。</td></tr> <tr> <td>その他の集落</td><td>農家住宅等が点在する集落地区等について、宇曽川や愛知川、鈴鹿山系の山々などの豊かな自然環境と、一体的に広がる農地とが調和した、ゆとりと潤いがあり、良好で住み心地のよい居住環境の維持・形成を図る。また、観光資源を有効的に活用するために古民家等の歴史的建築物の利用を図る。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の土地利用の方針</p> <p>優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>本区域では、整備された集団的優良農地が大規模に連たんし、その多くが農業振興地域の農用地区域に定められている。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として保全を図る。</p>	主要な土地利用区分	主要用途の配置の方針	行政機関周辺の主要集落地	本区域を構成する東近江市愛東支所から道の駅「東近江市あいとうマーガレットステーション」までの地域、東近江市湖東支所、愛荘町役場周辺から近江鉄道愛知川駅西側までの中山道沿いを中心とする既存商店街等までの地域および秦荘支所周辺の地域において、住宅など周辺環境との調和を図りながら、商業・業務機能を配置する。	幹線道路沿道	愛荘町の一般国道8号沿道において、利便性の高い交通条件を活かして、業務機能や工業機能など産業機能を配置する。また、湖東三山スマートインターチェンジ周辺において、開発圧力の高いエリアについては、周辺環境との調和を図りつつ、計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。	宇曽川および愛知川の河川沿い区域	本区域は宇曽川および愛知川の豊かな水資源を有しており、宇曽川沿いの東近江市平柳町ならびに愛荘町島川・蚊野外および愛知川沿いの東近江市南清水町・小田苅町ならびに愛荘町の愛知川・東円堂等において、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全な工業機能など産業機能を配置する。	百済寺周辺	古刹百済寺を中心とする歴史文化遺産周辺地区を、歴史文化創造エリアとして保全と活用を図る。	その他の集落	農家住宅等が点在する集落地区等について、宇曽川や愛知川、鈴鹿山系の山々などの豊かな自然環境と、一体的に広がる農地とが調和した、ゆとりと潤いがあり、良好で住み心地のよい居住環境の維持・形成を図る。また、観光資源を有効的に活用するために古民家等の歴史的建築物の利用を図る。
主要な土地利用区分	主要用途の配置の方針																								
行政機関周辺の主要集落地	本区域を構成する東近江市愛東支所から道の駅「東近江市あいとうマーガレットステーション」までの地域、東近江市湖東支所、愛荘町役場秦荘庁舎および愛知川庁舎周辺から近江鉄道愛知川駅西側までの中山道沿いを中心とする既存商店街等において、住宅など周辺環境との調和を図りながら、商業・業務機能を配置する。																								
幹線道路沿道	愛荘町の一般国道8号沿道において、利便性の高い交通条件を活かして、業務機能や工業機能など産業機能を配置する。また、湖東三山スマートインターチェンジ周辺において、開発圧力の高いエリアについては、周辺環境との調和を図りつつ、計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。																								
宇曽川および愛知川の河川沿い区域	本区域は宇曽川および愛知川の豊かな水資源を有しており、宇曽川沿いの東近江市平柳町ならびに愛荘町島川・蚊野外および愛知川沿いの東近江市南清水町・小田苅町ならびに愛荘町の愛知川・東円堂等において、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全な工業機能など産業機能を配置する。																								
百済寺周辺	古刹百済寺を中心とする歴史文化遺産周辺地区を、歴史文化創造エリアとして保全と活用を図る。																								
その他の集落	農家住宅等が点在する集落地区等について、宇曽川や愛知川、鈴鹿山系の山々などの豊かな自然環境と、一体的に広がる農地とが調和した、ゆとりと潤いがあり、良好で住み心地のよい居住環境の維持・形成を図る。また、観光資源を有効的に活用するために古民家等の歴史的建築物の利用を図る。																								
主要な土地利用区分	主要用途の配置の方針																								
行政機関周辺の主要集落地	本区域を構成する東近江市愛東支所から道の駅「東近江市あいとうマーガレットステーション」までの地域、東近江市湖東支所、愛荘町役場周辺から近江鉄道愛知川駅西側までの中山道沿いを中心とする既存商店街等までの地域および秦荘支所周辺の地域において、住宅など周辺環境との調和を図りながら、商業・業務機能を配置する。																								
幹線道路沿道	愛荘町の一般国道8号沿道において、利便性の高い交通条件を活かして、業務機能や工業機能など産業機能を配置する。また、湖東三山スマートインターチェンジ周辺において、開発圧力の高いエリアについては、周辺環境との調和を図りつつ、計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。																								
宇曽川および愛知川の河川沿い区域	本区域は宇曽川および愛知川の豊かな水資源を有しており、宇曽川沿いの東近江市平柳町ならびに愛荘町島川・蚊野外および愛知川沿いの東近江市南清水町・小田苅町ならびに愛荘町の愛知川・東円堂等において、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全な工業機能など産業機能を配置する。																								
百済寺周辺	古刹百済寺を中心とする歴史文化遺産周辺地区を、歴史文化創造エリアとして保全と活用を図る。																								
その他の集落	農家住宅等が点在する集落地区等について、宇曽川や愛知川、鈴鹿山系の山々などの豊かな自然環境と、一体的に広がる農地とが調和した、ゆとりと潤いがあり、良好で住み心地のよい居住環境の維持・形成を図る。また、観光資源を有効的に活用するために古民家等の歴史的建築物の利用を図る。																								

旧		新	
災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	<p>森林法（昭和26年法律第249号）により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域ならびに地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止区域等については、原則として開発を抑制し、保全に努める。</p> <p>また、降雨や出水によるがけ崩れの被害が想定される区域や、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成26年滋賀県条例第55号）に基づき、市街化を抑制する。</p> <p>さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。</p>	災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	<p>森林法（昭和26年法律第249号）により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域ならびに地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止区域等については、原則として開発を抑制し、保全に努める。</p> <p>また、降雨や出水によるがけ崩れの被害が想定される区域や、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成26年滋賀県条例第55号）に基づき、市街化を抑制する。</p> <p>さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。</p>
自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	<p>本区域には、湖東県立自然公園の指定を受けている東部の山地など、景観面や水資源かん養面等で重要な自然環境が存在している。これらの山地部は、琵琶湖の流域であることから、災害防止や水源かん養、自然環境に配慮して保全整備に努める。</p>	自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	<p>本区域には、湖東県立自然公園の指定を受けている東部の山地など、景観面や水資源かん養面等で重要な自然環境が存在している。これらの山地部は、琵琶湖の流域であることから、災害防止や水源かん養、自然環境の重要性を考慮して保全整備に努める。</p>

3-2 都市施設の整備に関する方針

(1) 交通施設の整備の方針

①基本方針

○広域交通ネットワークの充実・強化

本区域には、名神高速道路、一般国道8号、307号等の主要幹線道路が通過しており、更には平成25年（2013年）に名神高速道路の湖東三山スマートインターチェンジが開通し、基幹交通の要衝となっている。そのため、内陸型工業の立地等が見られるが、今後とも広域交通ネットワークの充実、有効活用を図る。

○主要幹線道路につながる道路網の形成

本区域では幹線道路の整備の遅れもあり、一般国道8号など一部の整備された道路に交通が集中し、混雑を生じさせている。そのため、道路機能に応じて幹線道路、補助幹線道路等が秩序よく連結される道路網の形成を進める。

また、湖東三山スマートインターチェンジが開設したことにより、今後増加すると予想される交通量に対応できるよう、インターチェンジに接続する道路網の整備を図る。

○暮らしやすい生活道路の整備

本区域の道路網は、幹線道路やこれと一体となった市町道等で構成されているが、集落内や集落間での円滑な交通処理と安全で快適な都市生活を支えるため、人々が暮らしやすい生活道路の整備を図る。

○ゆとりと潤いのある道路網の整備

本区域の豊かな自然環境や歴史・文化資源を保全し、親しみや潤いが感じられる道路環境を創造するため、緑豊かで景観等に配慮した道路整備、また幅広歩道やサイクリングロードなどゆとりある道路整備を図る。

3-2 都市施設の整備に関する方針

(1) 交通施設の整備の方針

①基本方針

◆広域道路ネットワークの充実・強化

本区域には、名神高速道路、一般国道8号、307号等の主要幹線道路が通過しており、更には平成25年（2013年）に名神高速道路の湖東三山スマートインターチェンジが開通し、基幹交通の要衝となっている。そのため、内陸型工業の立地等が見られるが、今後とも広域道路ネットワークの充実、有効活用を図る。

◆主要幹線道路につながる道路網の形成

本区域では幹線道路の整備の遅れもあり、一般国道8号など一部の整備された道路に交通が集中し、混雑を生じさせている。そのため、道路機能に応じて幹線道路、補助幹線道路等が秩序よく連結される道路網の形成を進める。

また、湖東三山スマートインターチェンジが開設したことにより、交通量に対応できるよう、インターチェンジに接続する道路網の整備を図る。

◆暮らしやすい生活道路の整備

本区域の道路網は、幹線道路やこれと一体となった市町道等で構成されているが、集落内や集落間での円滑な交通処理と安全で快適な都市生活を支えるため、人々が暮らしやすい生活道路の整備を図る。

◆ゆとりと潤いのある道路網の整備

本区域の豊かな自然環境や歴史・文化資源を保全し、親しみや潤いが感じられる道路環境を創造するため、緑豊かで景観等に配慮した道路整備、また幅広歩道やサイクリングロードなどゆとりある道路整備を図る。

旧	新																																											
<p>○利用しやすい公共交通体系の確立</p> <p>観光・レクリエーション施設へのアクセスの改善も含めた円滑な都市活動を実現するため、また高齢社会に対応するためには、多くの人の移動を容易にする鉄道およびバスによる適切なサービスの確保維持が重要となる。そこで、利便性を高めるため、鉄道の輸送力増強・関連施設整備や鉄道駅、福祉施設、観光施設等を結ぶ既存バス路線の確保・維持・充実を図るとともに各種公共公益施設の配置や施設利用を勘案し、需要に対応した効率的なコミュニティバス等の運行等、公共交通の利用を促進する新たなサービス提供についても検討する。</p>	<p>◆利用しやすい公共交通体系の確立</p> <p>円滑な都市活動を維持推進し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、公共交通軸である鉄道の利便性の維持・向上と適切なバスサービスの確保維持、鉄道駅等へのアクセスおよび乗り換え機能の改善に努める必要がある。ユニバーサルデザインによる歩行環境面も含めた鉄道駅等へのアクセスの改善、拠点間を結ぶバスの活用など、多様な交通手段に対応した道路整備の検討も含めた交通結節機能の強化、文化・福祉・商業施設の配置を考慮した、機能的なネットワーク化を図る。また、需要に対応した効率的なコミュニティバス等の運行等、公共交通の利用を促進する新たなサービス提供についても検討する。</p>																																											
<p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要幹線道路に接続し、本区域の骨格を形成する東西方向等の幹線道路の整備を図る。 主要施設の周辺部を中心に、ユニバーサルデザインによる歩道の設置など、人に優しい道路整備を図る。 国道8号及び国道307号のバイパスの計画・整備促進を図る。 百濟寺や金剛輪寺などの観光拠点や河川沿い、中山道などで地域特色を活かせる道路整備を図る。 <p>b) 鉄道・バス等</p> <ul style="list-style-type: none"> 近江鉄道の持続的発展など、鉄道・バス等の公共交通機関の確保・維持・利便性向上を促進するとともに、その利用を支援する駅前広場の整備等を検討する。また、鉄道・バスのバリアフリー化を要請していくとともに、引き続き、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想の推進を図る。 	<p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a)道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要幹線道路に接続し、本区域の骨格を形成する東西方向等の幹線道路の整備を図る。 主要施設の周辺部を中心に、ユニバーサルデザインによる歩道の設置など、人に優しい道路整備を図る。 国道8号および国道307号のバイパスの計画・整備促進を図るとともに安全的な人流・物流の確保に向けて、被災時の通行止めも考慮し、ダブルネットワーク化による代替路確保を行う。 百濟寺や金剛輪寺などの観光拠点や河川沿い、中山道などで地域特色を活かせる道路整備を図る。 <p>b)鉄道・バス等</p> <ul style="list-style-type: none"> 近江鉄道線やバス等について、交通事業者との連携の下、運行本数の増加など利用しやすいダイヤの設定による利便性の維持・向上を図る。また、駅へのアクセス性の向上、駅前広場等の賑わい空間整備、待合環境の快適性向上、バス路線やレンタサイクルなど他の交通モードとの接続を向上させるなど、駅の魅力・利便性向上を図るための整備を推進する。引き続き、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想の推進を図る。 																																											
<p>③主要な施設の整備目標</p> <p>本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>整備区間等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">道路事業： 改築系</td> <td>国道307号</td> <td>平柳</td> <td>着手予定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松尾寺</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>神郷彦根線</td> <td>川原</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>湖東彦根線</td> <td>愛知川</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>湖東三山SIC アクセス道路</td> <td>目加田</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>彦根八日市甲西線</td> <td>南菩提寺町・</td> <td>事業化検討</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	整備区間等	備考	道路事業： 改築系	国道307号	平柳	着手予定		松尾寺	実施中	神郷彦根線	川原	実施中	湖東彦根線	愛知川	実施中	湖東三山SIC アクセス道路	目加田	実施中	彦根八日市甲西線	南菩提寺町・	事業化検討	<p>③主要な施設の整備目標</p> <p>本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>整備区間等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">道路事業： 改築系</td> <td>国道307号</td> <td>平柳</td> <td>着手予定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上蚊野</td> <td>着手予定・完了予定</td> </tr> <tr> <td>神郷彦根線</td> <td>神郷・川原</td> <td>実施中・完了予定</td> </tr> <tr> <td>湖東彦根線</td> <td>愛知川・長野</td> <td>着手予定</td> </tr> <tr> <td>雨降野今在家八日市線</td> <td>中岸本・神田</td> <td>実施中</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	整備区間等	備考	道路事業： 改築系	国道307号	平柳	着手予定		上蚊野	着手予定・完了予定	神郷彦根線	神郷・川原	実施中・完了予定	湖東彦根線	愛知川・長野	着手予定	雨降野今在家八日市線	中岸本・神田	実施中
種別	名称	整備区間等	備考																																									
道路事業： 改築系	国道307号	平柳	着手予定																																									
		松尾寺	実施中																																									
	神郷彦根線	川原	実施中																																									
	湖東彦根線	愛知川	実施中																																									
	湖東三山SIC アクセス道路	目加田	実施中																																									
	彦根八日市甲西線	南菩提寺町・	事業化検討																																									
種別	名称	整備区間等	備考																																									
道路事業： 改築系	国道307号	平柳	着手予定																																									
		上蚊野	着手予定・完了予定																																									
	神郷彦根線	神郷・川原	実施中・完了予定																																									
	湖東彦根線	愛知川・長野	着手予定																																									
	雨降野今在家八日市線	中岸本・神田	実施中																																									

旧				新			
		勝堂町				中里山上日野線	外・高野
	雨降野今在家八日市線	中岸本	着手予定			湖東愛知川線	長野
	中里山上日野線	外	事業化検討			目加田湖東線	目加田南
道路事業： 交通安全系 (歩道整備)	国道307号	斧磨	実施中			北落豊郷線	目加田
	彦根八日市甲西線	安孫子	着手予定	道路事業：	国道307号	斧磨	実施中
	湖東愛知川線	僧坊	着手予定		彦根八日市甲西線	安孫子	実施中・完了予定
	外八日市線	中戸	事業中・完了予定		湖東愛知川線	市・沓掛	着手予定
国事業	国道8号	築瀬・長野地区 交差点改良	一	国事業	国道8号	築瀬・長野地区 交差点改良	実施中・完了予定
市町事業	町道名神国八線	安孫子	事業中・完了予定	市町事業	町道名神国八線	安孫子	実施中・完了予定
	(仮)市香之庄線	香之庄	着手予定		(仮)市香之庄線	市	着手予定・完了予定
	(仮)深草八町線	深草	実施中		町道愛知川栗田線	愛知川	実施中・完了予定
	町道愛知川栗田線	愛知川	実施中			豊満	完了予定
	小田苅愛東線	中岸本	事業中・完了予定		(仮)不飲川放水路右岸 道路線	中宿	着手予定
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	近江鉄道	二	実施中		町道愛知川市線	市	実施中・着手時期検討
				鉄道	近江鉄道利便性向上・ 再整備事業	全線	実施中
注) 道路については、平成30年(2018年)3月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。							
※道路については、令和5年(2023年)3月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。							
(2) 下水道および河川の整備の方針				(2)下水道および河川の整備の方針			
① 基本方針				① 基本方針			
a) 下水道				a)下水道			
愛荘町の区域については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質保全を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」(東北部処理区)との整合を図りつつ、計画に基づいて公共下水道の事業を促進する。				愛荘町の区域については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質保全を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画(令和元年6月改定)」との整合を図りつつ、計画に基づいて公共下水道の事業を促進する。			
東近江市の区域については、農業集落排水事業による汚水処理を行ってきたが、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」(東北部処理区)と整合を図りつつ、順次、公共下水道に接続し、整備促進を図る。				東近江市の区域については、農業集落排水事業による汚水処理を行ってきたが、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画(令和元年6月改定)」と整合を図りつつ、順次、公共下水道に接続し、整備促進を図る。			
b) 河川				b)河川			
河川については、「淀川水系東近江圏域河川整備計画」および「淀川水系湖東圏域河川整備計画」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた事業を推進する。				河川については、「淀川水系東近江圏域河川整備計画(令和6年3月改定)」および「淀川水系湖東圏域河川整備計画(平成25年12月策定)」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた事業を推進する。			
② 主要な施設の配置、整備の方針				②主要な施設の配置、整備の方針			
a) 下水道				a)下水道			
本区域の公共下水道については、分流式とする。				本区域の公共下水道については、分流式とする。			
琵琶湖流域別下水道事業計画(東北部処理区)との整合を図りながら、特に事業効							

旧	新																												
<p>果の高い地域から計画的に事業を推進し、都市住民の快適な生活環境の確保に努める。</p> <p>b) 河川 「淀川水系東近江圏域河川整備計画」および「淀川水系湖東圏域河川整備計画」に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、河川の実情にあわせた改修事業を推進する。 砂防指定地内の河川については、水源かん養や土砂の流出防止の観点から山地の保全を図るなど、山地および河川の荒廃を防ぎつつ治水事業を推進する。</p> <p>③主要な施設の整備目標 a) 下水道 本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。 【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>名称等</th><th>事業地</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">下水道</td><td>愛荘町公共下水道</td><td>愛荘町</td><td>実施中</td></tr> <tr> <td>東近江市公共下水道</td><td>東近江市</td><td>実施中</td></tr> <tr> <td>湖東幹線、愛東東幹線</td><td>東近江市</td><td>実施中</td></tr> </tbody> </table> <p>※「琵琶湖流域別下水道整備総合計画（流総計画）の見直し」の資料より。</p>	種別	名称等	事業地	備考	下水道	愛荘町公共下水道	愛荘町	実施中	東近江市公共下水道	東近江市	実施中	湖東幹線、愛東東幹線	東近江市	実施中	<p>琵琶湖流域別下水道整備総合計画との整合を図りながら、特に事業効果の高い地域から計画的に事業を推進し、都市住民の快適な生活環境の確保に努める。</p> <p>b)河川 「淀川水系東近江圏域河川整備計画」および「淀川水系湖東圏域河川整備計画」に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、河川の実情にあわせた改修事業を推進する。 砂防指定地内の河川については、水源かん養や土砂の流出防止の観点から山地の保全を図るなど、山地および河川の荒廃を防ぎつつ治水事業を推進する。</p> <p>③主要な施設の整備目標 a)下水道 本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。 【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>名称等</th><th>事業地</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">下水道</td><td>愛荘町公共下水道</td><td>愛荘町</td><td>実施中</td></tr> <tr> <td>東近江市公共下水道</td><td>東近江市</td><td>実施中</td></tr> <tr> <td>湖東幹線、愛東東幹線</td><td>東近江市</td><td>実施中</td></tr> </tbody> </table> <p>※「琵琶湖流域別下水道整備総合計画（流総計画）の見直し」の資料より。</p>	種別	名称等	事業地	備考	下水道	愛荘町公共下水道	愛荘町	実施中	東近江市公共下水道	東近江市	実施中	湖東幹線、愛東東幹線	東近江市	実施中
種別	名称等	事業地	備考																										
下水道	愛荘町公共下水道	愛荘町	実施中																										
	東近江市公共下水道	東近江市	実施中																										
	湖東幹線、愛東東幹線	東近江市	実施中																										
種別	名称等	事業地	備考																										
下水道	愛荘町公共下水道	愛荘町	実施中																										
	東近江市公共下水道	東近江市	実施中																										
	湖東幹線、愛東東幹線	東近江市	実施中																										
<p>b) 河川 本区域における河川のうち、現在実施している事業は次のとおりとする。 【現在実施している主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>名称等</th><th>事業地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川</td><td>不飲川</td><td>愛荘町</td></tr> </tbody> </table> <p>(「淀川水系 湖東圏域河川整備計画」平成25年12月)</p>	種別	名称等	事業地	河川	不飲川	愛荘町	<p>b)河川 本区域における河川のうち、現在実施している事業は次のとおりとする。 【現在実施している主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>名称等</th><th>事業地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川</td><td>不飲川</td><td>愛荘町</td></tr> </tbody> </table> <p>(「淀川水系湖東圏域河川整備計画」平成25年12月)</p>	種別	名称等	事業地	河川	不飲川	愛荘町																
種別	名称等	事業地																											
河川	不飲川	愛荘町																											
種別	名称等	事業地																											
河川	不飲川	愛荘町																											
<p>(3) その他の都市施設の整備の方針 ①基本方針 a) 上水道 上水道については、水道整備が完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水源の確保および水質の保全、施設の改良更新に努める。</p> <p>b) 汚物処理場 汚物処理場については、汚物処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖の水質保全等のため、施設の適切な維持・管理に努める。</p> <p>c) 廃棄物処理施設 循環型社会の構築を図り、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化など</p>	<p>(3) その他の都市施設の整備の方針 ①基本方針 a)上水道 上水道については、水道整備が完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水源の確保および水質の保全、施設の改良更新に努める。</p> <p>b)汚物処理場 汚物処理場については、汚物処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖の水質保全等のため、施設の適切な維持・管理に努める。</p> <p>c)廃棄物処理施設 循環型社会の構築を図り、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各</p>																												

旧	新
<p>の各種施策および施設の整備について「滋賀県廃棄物処理計画」および市町等の作成する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設については、ダイオキシンによる環境汚染の防止に関する責務を実行する。</p> <p>d) 教育・文化施設 教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるため、その適正な配置や機能の維持・充実に努める。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設 超高齢社会（区域内の平成22年の高齢化率22.5%）を踏まえ、高齢者や障害者をはじめ必要な人が利用しやすい医療・社会福祉施設の整備、充実に努める。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針 a) 上水道 上水道については、東近江市<u>の区域に</u>浄水場および水源地があり、引き続きこれら取水施設や送水施設等の維持・充実に努める。</p> <p>b) 汚物処理場 汚物処理場については、豊郷町に湖東広域衛生管理組合し尿処理場（豊楠苑）があり、適切な維持・管理に努める。</p> <p>c) 廃棄物処理施設 ごみ処理場については、東近江市に<u>愛知郡広域行政組合清掃センター</u>および湖東広域衛生管理組合リバースセンターがあり、引き続き適正な処理、維持管理に努める。 なお、湖東広域衛生管理組合リバースセンターは老朽化等が進んでおり、施設の更新にあたり安全・確実なごみ処理のみならず、循環型社会に即応した新しいごみ処理施設として、環境への十分な配慮を行いながら適地を選定すると共に機能の確保に努める。</p> <p>d) 教育・文化施設 各地域の学校、会館、図書館、博物館等の教育・文化施設については、今後も引き続き施設の維持、能力向上に努める。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設 主要な医療施設としては、民間のいくつかの病院があるが、その機能の維持・強化に努める。また、愛荘町立福祉センター「ラポール秦荘」および福祉センター愛の郷、<u>愛荘町立デイサービスセンター「やすらぎ」</u>等の社会福祉施設があるが、今後の需要の増大に対応するため、施設の維持・充実に努める。</p>	<p>種施策および施設の整備について「<u>第五次滋賀県廃棄物処理計画(令和3年9月策定)</u>」、「<u>滋賀県一般廃棄物処理広域化計画(平成11年3月策定)</u>」および市町等の作成する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設については、ダイオキシンによる環境汚染の防止に関する責務を実行する。</p> <p>d) 教育・文化施設 教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるため、その適正な配置や機能の維持・充実に努める。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設 超高齢社会（区域内の<u>令和2年</u>の高齢化率31.4%）を踏まえ、高齢者や障害者をはじめ必要な人が利用しやすい医療・社会福祉施設の整備、充実に努める。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針 a)上水道 上水道については、東近江市<u>に愛知郡広域行政組合水道事務所の</u>浄水場および水源地があり、引き続きこれら取水施設や送水施設等の維持・充実に努める。</p> <p>b)汚物処理場 汚物処理場については、豊郷町に湖東広域衛生管理組合し尿処理場（豊楠苑）があり、適切な維持・管理に努める。</p> <p>c)廃棄物処理施設 ごみ処理場については、東近江市に<u>彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地</u>および湖東広域衛生管理組合リバースセンターがあり、引き続き適正な処理、維持管理に努める。 なお、湖東広域衛生管理組合リバースセンターは老朽化等が進んでおり、施設の更新にあたり安全・確実なごみ処理のみならず、循環型社会に即応した新しいごみ処理施設として、環境への十分な配慮を行いながら適地を選定すると共に機能の確保に努める。</p> <p>d)教育・文化施設 各地域の学校、会館、図書館、博物館等の教育・文化施設については、今後も引き続き施設の維持、能力向上に努める。</p> <p>e)医療・社会福祉施設 主要な医療施設としては、民間のいくつかの病院があるが、その機能の維持・強化に努める。また、愛荘町立福祉センターラポール秦荘および<u>愛荘町立</u>福祉センター愛の郷等の社会福祉施設があるが、今後の需要の増大に対応するため、施設の維持・充実に努める。</p>

旧	新															
<p>3－3 市街地整備に関する方針</p> <p>(1) 主要な市街地整備の方針</p> <p>①市街地整備の抱える課題</p> <p>本区域では、集落地などで宅地間に幅員の狭い道路が多く存在することや公園が不足していることなどの課題を抱えている。</p> <p>また、本区域では愛荘町の中山道沿いの一部に歴史的な面影を残すなど、地域特性の感じられる空間が存在することから、地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。</p> <p>②市街地整備の方針</p> <p>活力ある集落地環境を実現するため、居住環境の向上を図る。</p> <p>中山道沿い等では、旧愛知川宿周辺に残る歴史的イメージを保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人々が訪れ親しめるまちづくりを進めるとともに、これらを活かしながら活力低下が見られる既存商店街の活性化を図る。</p> <p>これらの市街地整備にあたっては、可能な限り避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性の向上に配慮するものとする。</p>	<p>3－3 市街地整備に関する方針</p> <p>(1) 主要な市街地整備の方針</p> <p>①市街地整備の抱える課題</p> <p>本区域では、集落地などで宅地間に幅員の狭い道路が多く存在することや公園が不足していることなどの課題を抱えている。</p> <p>また、本区域では愛荘町の中山道沿いの一部に歴史的な面影を残すなど、地域特性の感じられる空間が存在することから、地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。</p> <p>②市街地整備の方針</p> <p>活力ある集落地環境を実現するため、居住環境の向上を図る。</p> <p>中山道沿い等では、<u>近江鉄道愛知川駅や</u>旧愛知川宿周辺に残る歴史的イメージを保全・活用しながら、ウォーカブルな人を中心の空間への転換を推進し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人々が訪れ親しめるまちづくりを進めるとともに、これらを活かしながら活力低下が見られる既存商店街の活性化を図る。</p> <p>これらの市街地整備にあたっては、可能な限り避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど、<u>防災性を向上させるとともに、路面や宅地における雨水の貯留・浸透機能の向上等流域に対する負荷を小さくするなどの環境面・治水面への配慮や良好な景観の形成に努める</u>ものとする。</p>															
<p>3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針</p> <p>本区域には、東側に湖東県立自然公園の指定を受けている鈴鹿山系の山林が広がり、そこから宇曽川や愛知川等の河川が流れ出て琵琶湖に注いでおり、山林と琵琶湖の間には農地等が広がる豊かな自然と美しい風景を有している。</p> <p>これらの豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑地も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、鈴鹿山系の山林とそこから流れ出す河川の水辺、その流域に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るために、公園・緑地の計画的な整備を検討する。</p> <p>②計画水準</p> <p>都市計画区域に対して、緑地（注1）として確保する目標水準は次表のとおりとする。</p> <p>【緑地の確保目標水準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>平成22年（2010年）</u> (基準年)</th> <th style="text-align: center;"><u>平成37年（2025年）</u> (15年後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地の確保目標量</td> <td style="text-align: center;">おおむね <u>423</u> ha</td> <td style="text-align: center;">おおむね 451 ha</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域に対する割合</td> <td style="text-align: center;"><u>5.6</u> %</td> <td style="text-align: center;">おおむね 6.0 %</td> </tr> </tbody> </table>		<u>平成22年（2010年）</u> (基準年)	<u>平成37年（2025年）</u> (15年後)	緑地の確保目標量	おおむね <u>423</u> ha	おおむね 451 ha	都市計画区域に対する割合	<u>5.6</u> %	おおむね 6.0 %	<p>3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針</p> <p>本区域には、東側に湖東県立自然公園の指定を受けている鈴鹿山系の山林が広がり、そこから宇曽川や愛知川等の河川が流れ出て琵琶湖に注いでおり、山林と琵琶湖の間には農地等が広がる豊かな自然と美しい風景を有している。</p> <p>これらの豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑地も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、鈴鹿山系の山林とそこから流れ出す河川の水辺、その流域に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るために、公園・緑地の計画的な整備を検討する。</p> <p>②計画水準</p> <p>都市計画区域に対して、緑地（注1）として確保する目標水準は次表のとおりとする。</p> <p>【緑地の確保目標水準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>令和2年(2020年)</u> (基準年)</th> <th style="text-align: center;"><u>令和17年(2035年)</u> (15年後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地の確保目標量</td> <td style="text-align: center;">おおむね<u>434</u>ha</td> <td style="text-align: center;">おおむね451ha</td> </tr> </tbody> </table>		<u>令和2年(2020年)</u> (基準年)	<u>令和17年(2035年)</u> (15年後)	緑地の確保目標量	おおむね <u>434</u> ha	おおむね451ha
	<u>平成22年（2010年）</u> (基準年)	<u>平成37年（2025年）</u> (15年後)														
緑地の確保目標量	おおむね <u>423</u> ha	おおむね 451 ha														
都市計画区域に対する割合	<u>5.6</u> %	おおむね 6.0 %														
	<u>令和2年(2020年)</u> (基準年)	<u>令和17年(2035年)</u> (15年後)														
緑地の確保目標量	おおむね <u>434</u> ha	おおむね451ha														

旧	新							
<p>また、本区域において、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。</p> <p>【都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年(2010年) (基準年)</th> <th>平成37年(2025年) (15年後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準</td> <td>3.6 m²/人</td> <td>5.0 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。</p>		平成22年(2010年) (基準年)	平成37年(2025年) (15年後)	都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	3.6 m ² /人	5.0 m ² /人	<p>都市計画区域に対する割合</p> <p>5.8%</p>	おおむね6.0%
	平成22年(2010年) (基準年)	平成37年(2025年) (15年後)						
都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	3.6 m ² /人	5.0 m ² /人						
<p>また、本区域において、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。</p> <p>【都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年(2020年) (基準年)</th> <th>令和17年(2035年) (15年後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準</td> <td>3.6 m²/人</td> <td>5.0 m²/人</td> </tr> </tbody> </table>			令和2年(2020年) (基準年)	令和17年(2035年) (15年後)	都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	3.6 m ² /人	5.0 m ² /人	
	令和2年(2020年) (基準年)	令和17年(2035年) (15年後)						
都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	3.6 m ² /人	5.0 m ² /人						
<p>(2) 主要な緑地の配置、整備の方針</p> <p>本区域においては、現在ある豊かな水と緑や、歴史的・文化的環境を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統およびその他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。</p> <p>①環境保全系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>本区域は、鈴鹿山系の西側に位置し、そこから琵琶湖に流入する宇曽川、愛知川の二大河川等に、多様な生き物の生息する豊かな自然的環境を有している。これらの自然的環境と一体的に広がる農地も含めて保全・活用を図るとともに、これらを軸とした環境空間の形成に向け、緑地の配置を行う。</p> <p>②レクリエーション系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、地区公園であるひばり公園、愛知川緑地の機能充実に努める。</p> <p>また、愛知川や宇曽川等の河川空間の維持・保全を図る。</p> <p>b) 集落地</p> <p>住民の身近な憩いの場、安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注1）を人口や土地利用の動向および都市施設の状況等を勘案し、必要に応じて配置を行うとともに、住民が身近に緑に触れる空間として鎮守の森、集落周辺の平地林、保護樹木等の保全を図るものとする。</p> <p>③防災系統</p> <p>本区域では、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、南海トラフ地震による被害や大雨による愛知川や宇曽川の氾濫や土砂流出等の災害が懸念される</p>	<p>(注1) 緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置、整備の方針</p> <p>本区域においては、現在ある豊かな水と緑や、歴史的・文化的環境を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統およびその他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。</p> <p>①環境保全系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>本区域は、鈴鹿山系の西側に位置し、そこから琵琶湖に流入する宇曽川、愛知川の二大河川等に、多様な生き物の生息する豊かな自然的環境を有している。これらの自然的環境と一体的に広がる農地も含めて保全・活用を図るとともに、これらを軸とした環境空間の形成に向け、緑地の配置を行う。</p> <p>②レクリエーション系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、地区公園であるひばり公園、愛知川緑地の機能充実に努める。</p> <p>また、愛知川や宇曽川等の河川空間の維持・保全を図る。</p> <p>b) 集落地</p> <p>住民の身近な憩いの場、安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注1）を人口や土地利用の動向および都市施設の状況等を勘案し、必要に応じて配置を行うとともに、住民が身近に緑に触れる空間として鎮守の森、集落周辺の平地林、保護樹木等の保全を図るものとする。</p> <p>(注1) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。</p> <p>③防災系統</p>							

旧	新										
ことから、防災対策を進める必要がある。	<u>近年の異常気象による豪雨などにより災害が激甚化・頻発化しており、治水、土砂災害防止対策、ため池等の防災減災対策などの予防的防災対策が未整備の地域では、社会インフラのほか家屋や農地などに大きな被害が発生している。また、本区域では、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、南海トラフ地震による被害が懸念されることから、これらの状況を考慮した防災対策を進める必要がある。</u>										
a) 自然地域 水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図る。	a)自然地域 水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図る。										
b) 集落地 地震、火災等の災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を必要に応じて配置するなど、緑のオープンスペースの整備を検討する。	b)集落地 地震、火災等の災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を必要に応じて配置するなど、緑のオープンスペースの整備を検討する。										
④景観構成系統 a) 自然地域 鈴鹿山系の山林と宇曽川や愛知川をはじめとした河川空間等が形成する豊かな自然的景観、山の西側に広がるこれらと調和した農地・集落景観は、本区域を特徴づける景観を呈していることから、これら原風景の保全・育成を図る。	④景観構成系統 a)自然地域 鈴鹿山系の山林と宇曽川や愛知川をはじめとした河川空間等が形成する豊かな自然的景観、山の西側に広がるこれらと調和した農地・集落景観は、本区域を特徴づける景観を呈していることから、これら原風景の保全・育成を図る。										
b) 集落地 行政機関が集積する地域など、市街地整備等とともに公共空地の確保や緑化に努め、公共施設や建築物とあわせた地域一帯の都市景観形成に努める。	b)集落地 行政機関が集積する地域など、市街地整備等とともに公共空地の確保や緑化に努め、公共施設や建築物とあわせた地域一帯の都市景観形成に努める。										
⑤その他の系統 a) 地域全体 本区域内には、中山道沿いに往時の面影を感じさせる建築物や、区域東部の山地に百済寺や金剛輪寺等の歴史的価値が高い建築物が存在し、それらが中心となって歴史的・文化的景観を形成している。これら資源と愛知川及び宇曽川の河畔林による河川環境軸とを結び、魅力的な環境を感じられる水と緑と歴史のネットワークの形成を図る。 <u>(注1) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。</u>	⑤その他の系統 a)地域全体 本区域内には、中山道沿いに往時の面影を感じさせる建築物や、区域東部の山地に百済寺や金剛輪寺等の歴史的価値が高い建築物が存在し、それらが中心となって歴史的・文化的景観を形成している。これら資源と愛知川および宇曽川の河畔林による河川環境軸とを結び、魅力的な環境を感じられる水と緑と歴史のネットワークの形成を図る。										
(3) 実現のための具体的な方針 本区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。 【都市計画公園・緑地等の配置および整備の方針】	(3)実現のための具体的な方針 本区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。 【都市計画公園・緑地等の配置および整備の方針】										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">公園緑地等の種別</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">配置および整備の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">住区基幹公園</td> <td style="padding: 5px;">利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他の公園・緑地</td> <td style="padding: 5px;">宇曽川緑地、愛知川緑地等については、新たに整備に努めることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	公園緑地等の種別	配置および整備の方針	住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。	その他の公園・緑地	宇曽川緑地、愛知川緑地等については、新たに整備に努めることとする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">公園緑地等の種別</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">配置および整備の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">住区基幹公園</td> <td style="padding: 5px;">利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	公園緑地等の種別	配置および整備の方針	住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。
公園緑地等の種別	配置および整備の方針										
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。										
その他の公園・緑地	宇曽川緑地、愛知川緑地等については、新たに整備に努めることとする。										
公園緑地等の種別	配置および整備の方針										
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。										

旧

新

めることを検討する。

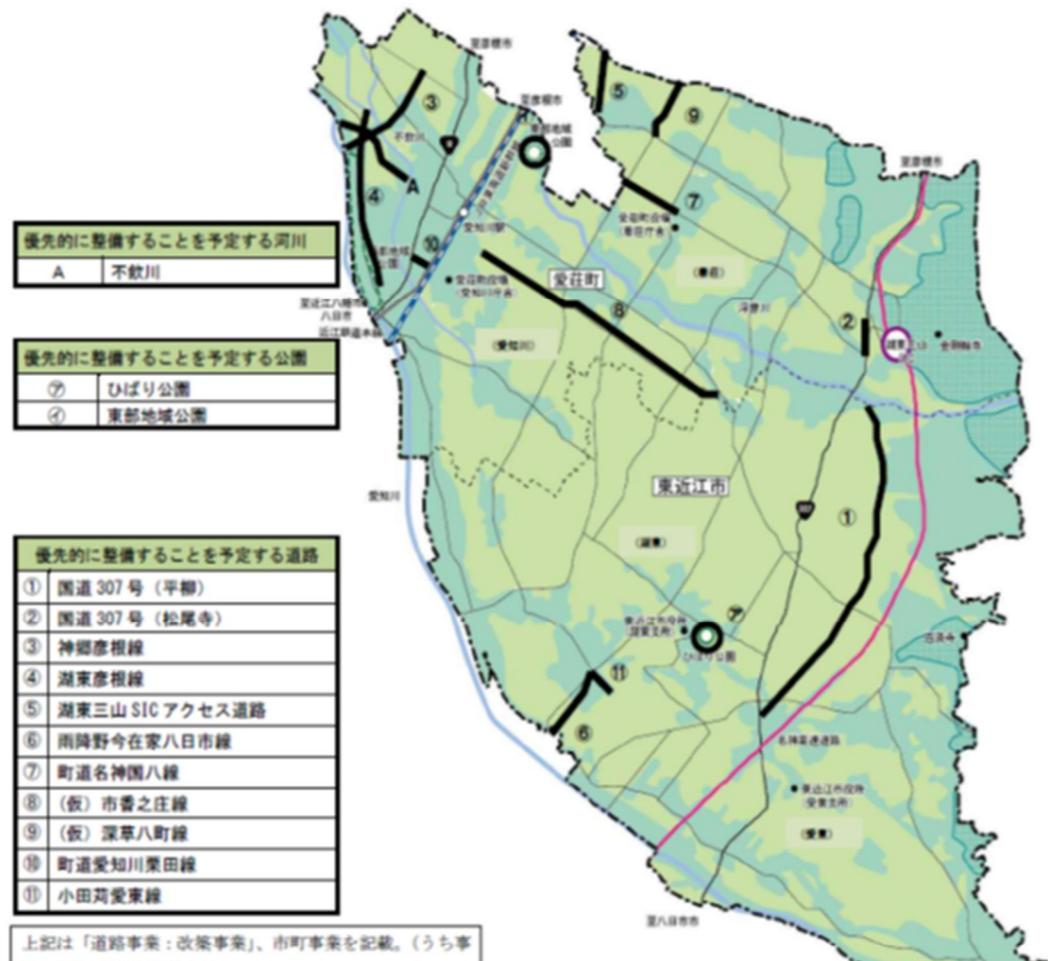
(4) 主要な緑地の確保目標

本区域における都市計画公園・緑地等のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

町名	種別	名称	備考
東近江市	地区公園	ひばり公園	実施中
愛荘町	地区公園	4・4・2 東部地域公園	実施中
	地区公園	(仮称) 西部地域公園	予定
	近隣公園	秦荘スポーツ公園	予定

都市施設の整備、市街地整備等に関する方針図



新

その他の公園・緑地	計する。
-----------	------

宇曽川緑地、愛知川緑地等については、新たに整備に努めることを検討する。

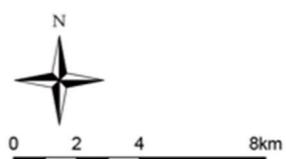
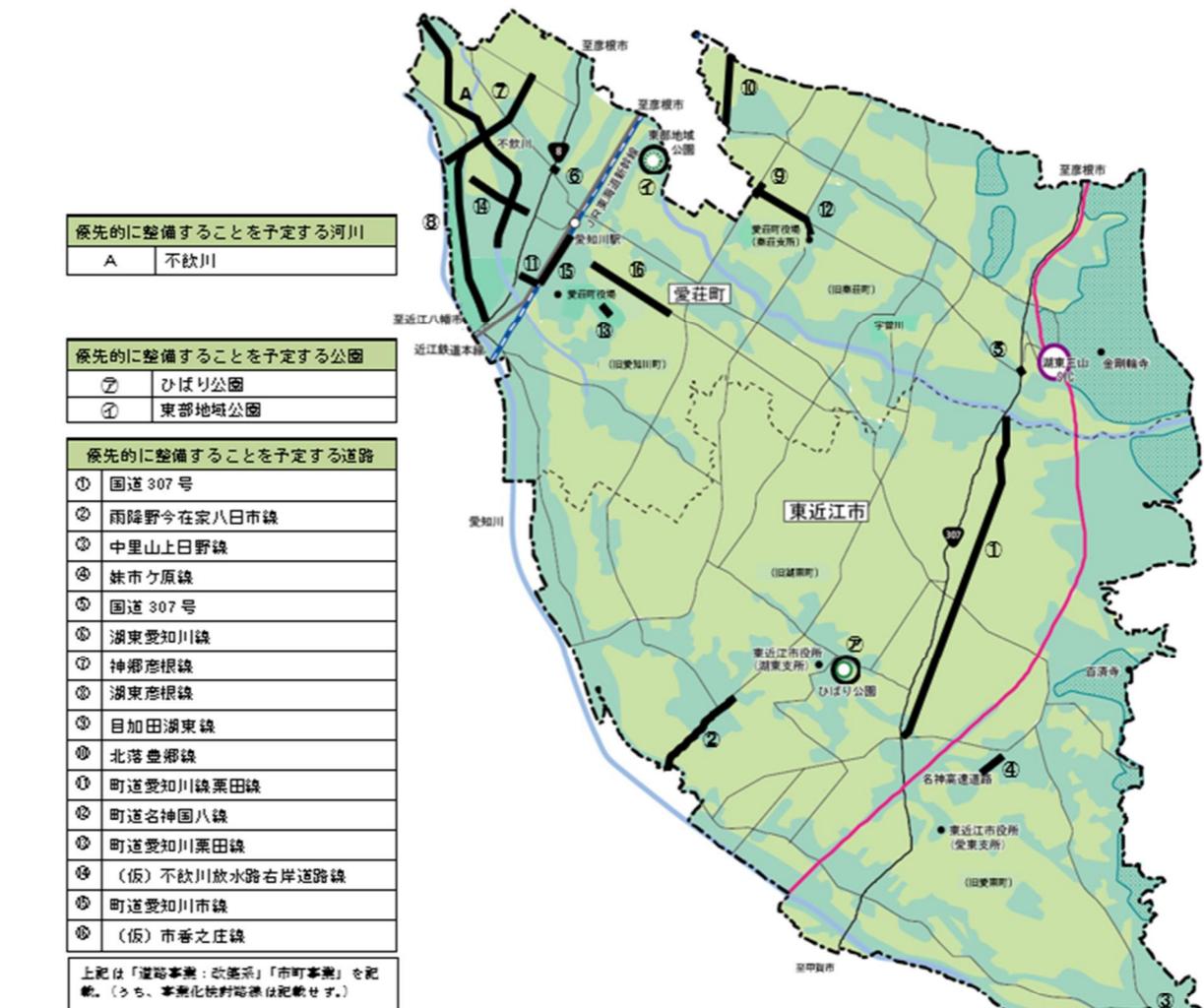
(4) 主要な緑地の確保目標

本区域における都市計画公園・緑地等のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

町名	種別	名称	備考
東近江市	地区公園	4・5・1 ひばり公園	実施中
愛荘町	地区公園	4・4・2 東部地域公園	実施中
	近隣公園	3・3・3 秦荘スポーツ公園	予定

都市施設の整備、市街地整備等に関する方針図



旧	新
<p>3－5 都市景観形成と保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域は、滋賀県立自然公園に指定されている鈴鹿山系の自然豊かな眺望景観、自然と人との営みが一体となった国道307号の沿道や田園景観や河川景観、旧中山道沿いに残る歴史的なまち並みなどの景観資源を有している。これらの緑豊かな自然や歴史的風土を活かした景観形成を図るものとする。</p> <p>(2) 整備方針</p> <p>①幹線道路沿道の景観形成</p> <p>国道307号の沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図る。</p> <p>②歴史的景観の保全等</p> <p>旧中山道沿いについては、歴史的景観の保全とともに歴史的資産を活かした景観形成を図る。</p> <p>③河川の景観形成</p> <p>宇曽川、愛知川については、河川区域を中心として、流域の自然景観や生活環境と一体となった河川景観の形成を図る。</p> <p>④田園景観の保全等</p> <p>区域内に広がりを持つ農地や、点在する伝統的な農村集落などの田園景観は、本区域全体の景観を象徴するものであり、その維持・保全を図る。</p> <p>(3) 実現のための具体的な都市計画制度等の方針</p> <p>本区域は、鈴鹿山系の眺望や、豊かな自然、農地の田園景観など、身近に緑や自然があふれている。このような恵まれた景観を後世に継承していくために、住民によるまちづくりのルールづくり等により周辺景観に配慮したまち並みの形成を図るため「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき近隣景観形成協定等の取り組みの推進を進めるとともに、建築協定・地区計画など、まちづくりのルールづくりを行い、住民主体の取り組みを支援する。</p>	<p>3－5 都市景観形成と保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域は、滋賀県立自然公園に指定されている鈴鹿山系の自然豊かな眺望景観、自然と人との営みが一体となった国道307号の沿道や田園景観や河川景観、旧中山道沿いに残る歴史的なまち並みなどの景観資源を有している。これらの緑豊かな自然や歴史的風土を活かした景観形成を図るものとする。</p> <p>(2) 整備方針</p> <p>①幹線道路沿道の景観形成</p> <p>国道307号の沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図る。</p> <p>②歴史的景観の保全等</p> <p>中山道沿いについては、歴史的景観の保全とともに歴史的資産を活かした景観形成を図る。</p> <p>③河川の景観形成</p> <p>宇曽川、愛知川については、河川区域を中心として、流域の自然景観や生活環境と一体となった河川景観の形成を図る。</p> <p>④田園景観の保全等</p> <p>区域内に広がりを持つ農地や、点在する伝統的な農村集落などの田園景観は、本区域全体の景観を象徴するものであり、その維持・保全を図る。</p> <p>(3) 実現のための具体的な都市計画制度等の方針</p> <p>本区域は、鈴鹿山系の眺望や、豊かな自然、農地の田園景観など、身近に緑や自然があふれている。このような恵まれた景観を後世に継承していくために、住民によるまちづくりのルールづくり等により周辺景観に配慮したまち並みの形成を図るため「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき近隣景観形成協定等の取り組みの推進を進めるとともに、建築協定・地区計画など、まちづくりのルールづくりを行い、住民主体の取り組みを支援する。</p>
<p>3－6 防災に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域では、南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯地震および琵琶湖西岸断層帯地震の被害が懸念される地域であり、また琵琶湖に注ぐ愛知川、不飲川等があり、大雨による氾濫で浸水することが想定される区域がある。更に、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地などが存在する。</p> <p>このように想定される災害危険の多様性と地域防災体制の強化を柱とした「地域防災</p>	<p>3－6 防災に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域では、南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯地震および琵琶湖西岸断層帯地震の被害が懸念される地域であり、また琵琶湖に注ぐ愛知川、不飲川等があり、大雨による氾濫で浸水することが想定される区域がある。更に、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流</p>

旧	新
<p>計画」を防災対策の基本とし、地域の防災施設・防災体制の整備など各種対策準備やハザードマップの周知等により、災害に強いまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 防災の推進に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地震・火災に強いまちづくりの推進 震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進を図る。 ② 浸水被害に強いまちづくりの推進 集中豪雨等による災害を未然に防止するため「淀川水系東近江圏域河川整備計画」および「淀川水系湖東圏域河川整備計画」に則り河川改修を促進するとともに、保水機能を高めるための農地や樹林地の保全などの総合的な治水対策を図る。 ③ 土砂災害等に強いまちづくりの推進 大雨によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所において、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。 	<p>出が起こる危険性のある急傾斜地などが存在する。 このように想定される災害危険の多様性と地域防災体制の強化を柱とした「地域防災計画」を防災対策の基本とし、地域の防災施設・防災体制の整備など各種対策準備やハザードマップの周知等により、災害に強いまちづくりを目指す。</p> <p>(2)防災の推進に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地震・火災に強いまちづくりの推進 震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進、<u>住宅における感震ブレーカーや耐震シェルターの導入促進</u>を図る。 ② 浸水被害に強いまちづくりの推進 <u>気候変動により、今後さらに水災害が頻発・激甚化することを踏まえ、河川整備等の「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策である「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に組み合わせた「しがの流域治水」を推進し、浸水被害に強い都市づくりの実現を目指す。</u> ③ 土砂災害等に強いまちづくりの推進 大雨によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所において、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域<u>等</u>の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。
<p>3－7 都市環境に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地球温暖化が進む中で、<u>低炭素社会の実現</u>、みどり空間の確保、環境への負荷の少ない都市・社会の実現が求められている。</p> <p>本区域においても、環境負荷の少ない、緑を活かした<u>低炭素型都市</u>の実現、生物多様性の保全・向上の促進などに取り組むものとする。</p> <p>(2) 都市環境への取り組みに関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緑を活かした<u>低炭素型都市</u> 鈴鹿山系の一端をなすまとまりのある緑の保全、地産地消等による農林業の積極的な保全、河川の水辺の保全などにより、緑を活かした<u>低炭素型都市</u>の実現を目指す。 ② 生物多様性の保全・向上 開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした<u>低炭素型都市</u>の実現と合わせて、生物多様性の保全及び向上についての取り組みを行うものとする。 	<p>3－7 都市環境に関する方針</p> <p>(1)基本方針</p> <p>地球温暖化が進む中で、みどり空間の確保、環境への負荷の少ない<u>脱炭素型</u>の都市・社会の実現が求められている。</p> <p>本区域においても、環境負荷の少ない、緑を活かした<u>脱炭素型都市</u>の実現、生物多様性の保全・向上の促進などに取り組むものとする。</p> <p>(2)都市環境への取り組みに関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緑を活かした<u>脱炭素型都市</u> 鈴鹿山系の一端をなすまとまりのある緑の保全、地産地消等による農林業の積極的な保全、河川の水辺の保全などにより、緑を活かした<u>脱炭素型都市</u>の実現を目指す。 ② 生物多様性の保全・向上 開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした<u>脱炭素型都市</u>の実現と合わせて、生物多様性の保全<u>および</u>向上についての取り組みを行うものとする。

旧

3-8 福祉のまちづくりに関する方針

(1) 基本方針

少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者などにとって、やさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくものとする。

ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。

新

3-8 福祉のまちづくりに関する方針

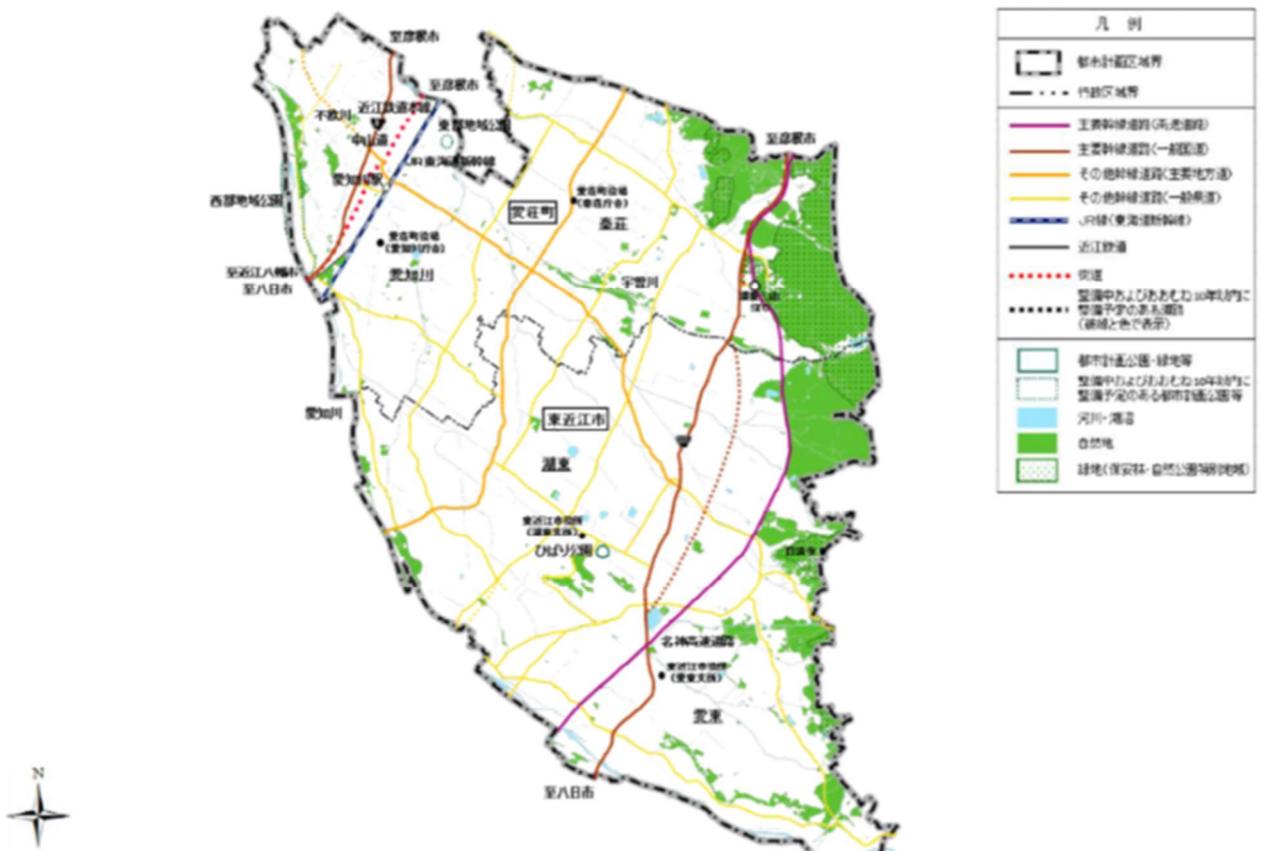
(1) 基本方針

少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者などにとって、やさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくものとする。

ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。

また、家庭や地域を取り巻く環境の変化にも鑑み、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するため、日常生活圏や拠点となる地域への子育て支援施設の適切な配置を図るとともに適切な機能の維持・充実に努める。

湖東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



湖東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

